

令和4年 第5回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日(火)

午前10時00分から午前10時55分

2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員 (41人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 3番 田中秀樹 4番 小田明美 5番 福島康夫

6番 澤本基兄 8番 岡田耕平 9番 武村一夫 10番 中山克己

11番 池本 彰 12番 新田 孝 13番 長鉾忠明 14番 妹尾宗夫

15番 中島寛司 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利

29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三 33番 三村訓弘

34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽 38番 各務和裕

39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達

43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員 (5人)

農業委員 2番 池田 実 7番 山懸将伸

推進委員 28番 太安隆文 32番 長尾 修 37番 池田和道

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第29号 農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議
について

日程第6 議案第30号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に
ついて

日程第7 議案第31号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について

日程第8 報告第8号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第9 報告第9号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出に
ついて

日程第10 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史
磯田美智子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 失礼します。皆さんおはようございます。
ただいまから令和4年5月総会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。
大型連休のほうも終わりました、今年は非常に天候もよかったということで、大勢の人が動いたとのごことでございます。農作業のほうも非常に忙しい時期になってまいりまして、田植も進んでいるんだらうというふうに思います。今年の作付はどうなっていくのかなということをおもうわけですけど、再生協のほうに取りまとめられておるんだらうというふうに思います。心配なことがいろいろありますけど、国会のほうの農地関連法案のほうは衆議院のほうを通ったということで、参議院のほうに送られたようでございます。
非常にいろんな問題点もあって、これからいろいろと農水省のほうも考えてされるんだらうというふうに思いますけど、なかなか作り手が5年後、10年後何をするかということ、農地計画、地区計画を立てなければならないということございまして、それをどこに持っていくかというのが非常に問題になるというふうに思います。農水省のほうでは、JAのほうにそういう作業をしてもらおうと、できないところはできるほうにという答弁をされてるようでございます。今年が皆さんにとりましてもいい年となりますように願っております。皆さんも頑張ってくださいというふうに思います。
それでは、これより5月総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
本日の欠席委員さんは2名ということで通告いただいております。2番委員、7番委員。また、遅参委員は1名通告いただいております。14番委員ということで、3名の方に通告いただいております。よって、ただいまの出席委員は19名中16名で定足数に達しておりますので、5月総会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名さ

せていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、9番委員、10番委員を指名いたします。
日程2、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は5件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、労力不足により、市外の譲受人に、申請農地、田1筆1,937㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 はい。

議長 はい、4番委員。

4番委員 5月5日に担当推進委員と、それから譲渡人のほうの立会によりまして現地を確認いたしました。受け人とは、住所が遠いので、電話で確認をしております。事由の詳細ですけれども、譲渡人は、近年自宅の近くにある畑でブドウ栽培に力を入れております。当該地は自宅からは遠いこともあって、今後はここでお米を作るのは無理やから荒らすしか仕方がないと考えておりました。譲受人は、その当該地の隣地の持ち主で、どちらかという楽しんで稲作をしているというタイプの人でありまして、増反を希望して売買の話がまとまっております。

譲受人の耕作状況ですけれども、住所が倉敷と遠くなっておりますけれども、ここは妻の実家の親戚筋の農地、当該地の近隣一带にあるんですけれどもそれを一式を譲り受けて、当該地近くの家屋も管理して、農機具もそろえて、そして連日栽培作業を行っております。現地確認の段階でも、管理は非常に行き届いておりましたし、既に田植も済まされていて、やる気満々でありました。そのほか問題になるような点はなかったです。それで、指摘事項もありません。よろしくご審議くださいますよう。

議長 ありがとうございます。

それでは続きまして、番号2は取下げとなりましたので、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田3筆3, 656㎡、畑1筆482㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いします。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号3につきまして、5月5日、申請人、譲受人立会ひの下で現地確認を行いました。また、譲渡人には電話で確認をしております。移転する理由の詳細ですが、譲渡人は人員不足で農地が管理ができなくなり、一昨年前から農地を荒らしておりました。農地の売買を考えていたところ、譲受人と売買の話がまとまり、譲受人が申請農地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は兼業農家で、トラクター、管理機、草刈り機などを所有しており、一部作業は委託作業になっておりますが、定年後はもう少し作業を増やしていこうと、家族4人で取得後も必要な作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4、番号5については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4、番号5でございますが、交換による申請でございます。

番号4につきましては、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆543㎡を、番号5につきましては、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆595㎡を、交換によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、本日32番推進委員さんが欠席されておりますので、私のほうが代わって説明させていただきます。

番号4についてですけど、4月29日に譲受人から聴取を受けたということです。番号5の農地との交換ということで譲受人のほうが承諾したものです。この話は、譲渡人からあったそうでございます。その詳細については、番号5で触れさせていただきます。譲受人の耕作状況ですが、水稲60アール。これについては、果樹や野菜を作っておられます。それから、世帯員が2名で、本人、妻ですが、従事者は1人で従事しております。農業機械ですけど、トラクター、田植機等を所有しておられまして、刈取りはJAに委託しているということでございます。今後この取得した農地は果樹を植える予定だということございまして、その他指摘事項はないということでございます。

続きまして、番号5ですけど、これは、4月29日に譲受人から聴取を受けたとい

うことにございます。権利移転する事由の詳細ですけど、この農地は南北に細長く、東西を譲受人所有の農地に挟まれており、進入路の赤線道も幅員1m以下で、譲渡人には耕作しにくい場所であるということでございます。このため、30年以上前から譲受人が周辺農地と一体で耕作していたということでございます。このままにしておきますと、世代交代によってこの事情が分からなくなることが考えられるために、実態に合った登記としておきたいという譲受人の申出によって、このたびの農地の交換となったということでございます。

譲受人の耕作状況ですけど、水稲45アール、白小豆20アール、梨12アール、ブドウ8アール、その他野菜10アールを耕作されておられる。世帯員は4名で、本人夫婦と子供さん夫婦でございます。農業機械等は、トラクター、耕運機、管理機、動噴、ミストと田植機等、全てのものをそろえておられるということでございます。この交換後も現状と変わらず、息子さん夫婦がやっておられますので、特に後の心配がないということでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、川上の譲受人に、申請農地、田3筆7, 392㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

41番推進委員 41番です。

議 長 はい、41番推進委員。

41番推進委員 5月6日に譲受人立会いの下、現地を確認し、夕方には近所である譲渡人のお母さんに話をお聞きすることができました。譲受人は、以前夫婦で新規就農として入られ、7年前にこの申請地に借地としてハウスを建てられて、栽培しておられます。以前から譲渡人からはいずれは購入してほしいと要望されていたそうで、このたび譲受人が申請地を取得するものです。耕作状況ですけれども、譲受人は、現在この地に18アールの大玉トマト、別に借地として10アールのミニトマトを、ほかに白ネギも少し栽培されており、両親が大阪から移住され、手伝いをされておられます。ほかに、収穫時には何人かを雇われています。将来は、規模拡大を夢見ておられ、必要な農機具なども所有されておられます。その他指摘事項はありませんので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議いただく案件は4件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、現在の墓地が急傾斜地をのぼった山中にあるため、墓参りや維持管理が困難となったことから、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願いいたします。

29番推進委員 はい。

議 長 はい、29番推進委員。

29番推進委員 推進委員、29番です。

番号1番につきましては、5月1日、申請書持参者立会いの下、現地確認を行いました。申請者は、京都市内に居住されておりまして、こちらに帰ることはそんなにありません。申請地の自宅には母親が1人おられますが、高齢のため、そのため長女で申請人の妹さんが嫁ぎ先からほぼ毎日通われて、母親の介護と家の管理をされておるようなことでございます。現在墓地が非常に遠くて不便なところにある関係上、管理が次第と困難になるために、自宅近くの畑、休耕地の一角に墓地1区画20㎡のところを転用したく申請するものです。

申請地の位置ですが、■■■■、■■■■より東へ約1,200m、■■■■

のほうから見ますと西へ1, 300m地点にT字型交差点があります。それを南へ約400m、を左折して200mほどのところでございます。周囲の状況ですが、東が我が家の畑、西に小っちゃい小山、丘のような小山があります。南側は我が家の畑、北側は小さい小路を隔てて自宅になっております。周辺農地への影響ですが、今申しましたように、周辺全て自分のところが管理している土地、畑等でございますので、問題は何かありません。以上のとおりでございます。本案件につきまして、やむを得ないと思われまして、審議方よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

それでは、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人(久世)は、市外のアパートに住んでいますが、家族が増え手狭となったことから、実家へ帰ることとなりました。ところが、実家が土砂災害特別警戒区域内にあるため、実家の近くで安全な場所へ建設したいことから、田1筆500㎡を、住宅用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、「住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当すると思われまして。転用に伴う費用は、土地造成等 円、建物施設 円。費用の内訳として、自己資金 円、借入金 円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

5月3日に申請人と現地確認を行い、詳細について話を聞きました。転用しようとする理由ですが、申請人は現在市外でアパートで暮らしておりますが、結婚して子供ができたため、手狭になることと思われまして、実家の近くに家を建てて住みたいということで、実家に近い申請地を転用するものでございます。申請地の位置ですが、から南に約500mのところ、のから50mほど南に入ったところでございます。東は市道、西は水田、南は申請人の田、北は市道になります。周辺農地の影響ですが、周辺に農地がありますが、今回の建物は一般的な住宅であり、日照、通風に影響はないものと思われまして。また、周辺農地の所有者の了解、近所の家への了解、水利組合の承認も得ているということで、問題はないと思っております。ご審議方よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 4ページをご覧ください。

番号3でございます。

申請人（美甘）は、現在の墓地が急傾斜地をのぼった場所にあるため、墓参りや維持管理が困難となったことから、畑1筆19㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 番号3について、5月4日、申請人立会いの下、調査してまいりました。申請人は会社員で、母親と2人暮らしで、日常のことは全てを母親がしているということでございます。墓地移転も母親の要望で、現在の墓地は家から山林のほうに入っており、これから先に高齢になり、坂道と草刈り、落ち葉等の管理が難儀になることから申請するものです。申請地の位置ですが、■■■■、■■■■に面し、そこに待避所がありまして、そこより5mほど入ったところに位置するものであります。周囲の状況ですが、東は空き家、西は田、南は県道、北は山林でございます。周辺農地への影響ですが、墓地であるため、周辺への影響はありません。その他指摘事項はございません。ご審議のほうよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号4でございます。

申請人（八束）は、平成31年5月に、申請地、田2筆、合計4,053㎡のうち2,948㎡に、営農型太陽光発電設備を設置し、支柱部分8,42㎡について、令和元年5月29日から令和4年5月28日までの期間で一時転用許可を受け、営農型太陽光発電設備の下部でソバの栽培をしております。このたび、一時転用期間が満了となりますが、今後も引き続き農地の有効活用を図るため、一時転用期間の更新を申請するものです。設備の概要については、令和元年度の申請時から変更はありません。農地区分は、1種農地です。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

43番推進委員 議長。

議長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番です。

5月5日に申請者の方に、まず電話で聞き取り調査を行いました。翌6日に現地確認を行っております。本件に関しては、令和元年5月に営農型太陽光発電設備の設置を行うということで申請いただき、この場において認可を受けて、今日に至るまで太陽光発電の敷地内でソバを栽培されたということでありまして、今回の更新につきましても、事務局のほうから説明がありましたとおり、全く変更するような点はないということでした。現地確認についても、既に太陽光発電設備、またその周辺というか足回りというか、そういったところもきれいに整備されておりまして、特に気になる点はありませんでした。

申請地の位置等も全く変わらないんですが、改めて報告させていただきますと、■■■■より南西約400mの場所に位置しております。周囲の状況ですが、東、市道を挟みまして畑、西が農道を挟みまして田、南が市道を挟みまして田、北が申請者の自宅になります。周辺農地への影響ですが、既に設置されている設備を見たところでありまして、同様に日照権、通風等問題なく、周囲の農地の影響はありません。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は 3 件となっております。

5 ページをお開きください。

番号 1 でございます。

申請人、賃借人（市外法人）は、建設業を営んでおり、このたびは [] の橋梁の耐震補強工事に伴い、申請地、田 2 筆、合計 1, 133㎡を、賃借人（落合）の 2 名から借り受け、作業員詰所、資材置場、露天駐車場等に使用するため、一時転用申請するものです。一時転用期間は、許可後から令和 6 年 4 月 30 日となっております。農地区分は、2 種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成 [] 円。資金の内訳として、自己資金 [] 円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、賃貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、29 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

29 番推進委員 議長、29 番推進委員です。

議 長 はい、29 番推進委員。

29 番推進委員 番号 1 番につきましては、5 月 2 日、賃借人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、賃借人は、[] をする会社でございます。このたび、[] にかかっている補強工事をするため、作業員が働くために、作業員の詰所、資材置場、露天駐車場等の設置場所を必要とすることから、橋梁隣接の田を、2 者と賃借する交渉がまとまりました。約 2 年間の工事の予定でございます。それが済み次第、田として元の状況にして戻すということで双方了解になりました。賃借人 2 者とも現場で立会いが済んで、何ら問題はございません。

申請地の位置ですが、[]、[] より東へ約 800m、[] より西へ 1, 700m、[] でございます。周囲の状況ですが、東は 2 者の貸し人の用地と [] になっております。2 者の田は並んでおりますので、ここを使うのには何ら問題はございません。西側は [] があります。南側は山、北側は [] となっております。周辺農地への影響は、2 者の貸し人の位置以外は、何ら問題の土地はございません。その他一切影響があることはございませんので、何ら問題はないと思います。

以上のとおりでありますので、審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号 2 でございます。

申請人、譲受人（市外法人）は、不動産賃貸業を営んでおり、このたび周辺の宅地

化が進んでいることから、申請地、田2筆、合計309㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、借家1棟及び公衆用道路を整備するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号2について報告いたします。

去る4月30日に申請書持参人立会いの下に現地確認を行いました。なお、譲受人からは、電話で事情を聞いております。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲渡人は高齢で、この数年間は耕作しておらず、管理を人に頼んでおります。今後も、耕作してくれる跡取りもおらず、自分で耕作する意思もないことから、譲渡人から農地の処分について相談を受けておりました。申請農地は、分譲住宅、宅地として3月に転用許可された用地の残地として残っていた土地で、このたび賃貸住宅用地等として不動産賃貸業者が購入することで話がまとまったものです。

申請地の位置等ですが、■■■■から南東へ約30mで、宅地化が進んでいる地にあります。周囲の状況は、東側は宅地、西側は田、南側は田、北側は市道に面しております。農地への影響はないものと思われれます。その他指摘事項もないので、審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（美甘）は、申請地東側に倉庫を所有しており、現在の東側を使用する通路は不便なため、自宅西側を通路にして、利用しやすい申請地を、倉庫のための露天駐車場とするため、申請地、田1筆165㎡を、譲渡人（市外）の2名の共有から譲り受け、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたし

ます。

6番委員 議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 番号3についてご説明申し上げます。

5月4日、申請人立会いの下、調査してまいりました。譲受人は、昨年譲渡人から空き家であった土地と家を不動産屋を通し購入し、玉野市から移住してきました。今年に宅地と県道との境界線を調べていると、宅地と思っていたところが田であることが分かり、所有権移転を求めるものです。移転後に地目変更をする予定だということでございます。申請地の位置ですが、[REDACTED]、[REDACTED]のちょうど下に位置するものであります。周囲の状況ですが、東が田、西は[REDACTED]、南は田、北、田。周辺農地への影響もないと思われまます。その他指摘事項もございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第29号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

この案件につきましては、[REDACTED]が申請人となっている議案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたしますので、それでは退席をお願いいたします。

それでは、番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第29号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

7ページをご覧ください。

番号1でございます。

本案件は、申請人（八束）が、農地造成のため、令和2年11月10日付、真農委指令第411号で農地法第4条第1項の規定により一時転用許可を受けた案件でございます。変更の理由ですが、XXXXXXXXXX改良工事の発生残土を流用して、田3筆、合計1,834㎡について、農地のかさ上げを行う予定でしたが、工事の時期が変更となったため、一時転用期間の延長を申請するものです。農地区分は、1種農地と判断されます。転用に伴う費用は、市が行う公共工事発生残土を利用し、市が施工するため0円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。一時転用期間は、許可後から令和5年11月9日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 1番。

議長 はい、1番委員。

1番委員 1番です。

5月6日に確認に参りました。転用の詳細は、先ほどのとおりです。大きな大根畑を3分の2ぐらい前の工事で土を替えて、それで今度反対側のあと少ないほうに今後の道の残土を置くようになってるんですが、現地確認してお話を聞いたところによりますと、田畑で利用する場合、工事そのものが終わった後で、田畑で使えるようにしっかり水路、暗渠なんかをちゃんとしてもらわないと田畑で利用できにくいので、その後のこともちゃんと確認して工事のオーケーが出るような形にしてあげることがすごく大事ななというのは、今回話を聞いて思いました。残土を入れた後、上に自分の土地での土は残してあるので、それを置くようにはしてあるんですけども、蒜山はすごく急にたくさんの雨が降るときがあるので、道路が川の状態になるんですね。

だから、その辺のことをちゃんとしてもらわないと、工事自体は終わっても、後々何かが起こったときにすごく大変になるし、せっかくこの方も大根のいいのをずっと作られてる方で、今回、1期目の工事の後には、あまりにも水のはげが悪いので、近くの牛飼い屋さんに牧草をしてもらうようにしたって、数年しないと落ち着かないだろうという話をされていまして、今後の問題として、水路のことはちゃんと確認してオーケーが出るような形にしないといけないなというのを、すごく思わせていただきました。場所は、XXXXXXXXXXの西裏のほうになりますので、すぐ分かります。影響は、周りは自分の田畑ですので、関係ありません。その他の指摘事項もございません。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事参与の制限により退室しておられました[REDACTED]の入室を許可いたします。

続きまして、日程6、議案第30号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第30号について、9ページをお開きください。

議案第30号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和4年5月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全119筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

日程7は、取下げとなっております。

続きまして、日程8、報告第8号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程9、報告第9号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程10、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきましてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 21ページをお開きください。

報告第8号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第9号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の5件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第10号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の12件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第8号、報告第9号、報告第10号につきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議長 質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

よろしいですか。

＜「なし」の声＞

議長 以上で5月総会は閉会となりますけど、次回6月総会は6月9日木曜日の午前10時からですので、よろしく申し上げます。

(午前10時55分 閉会)